

4 款 1 項 5 目

第 5 章 住環境が整備された住みやすいまちづくり

【会計】一般会計

基本施策 4 安定した水の供給を行います

4 款：衛生費 1 項：保健衛生費 5 目：環境衛生費

施策 1 安全で安定した給水に努めます

|      |   |               |
|------|---|---------------|
| 事業   | 5 | 専用・簡易専用水道管理事業 |
| 担当所属 |   | 生活環境課         |

【予算額・決算額】（円）

| 予算額     | 決算額     | （財源内訳）  |      |      |     |       |
|---------|---------|---------|------|------|-----|-------|
|         |         | 一般財源    | 国支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他特財 |
| 704,000 | 165,038 | 165,038 | 0    | 0    | 0   | 0     |

【決算額の節別内訳】（円）

|    |     |        |    |            |        |
|----|-----|--------|----|------------|--------|
| 09 | 旅費  | 32,090 | 11 | 需用費        | 6,548  |
| 12 | 役務費 | 43,400 | 19 | 負担金補助及び交付金 | 83,000 |

【実施計画の概要】

|       |  |
|-------|--|
| 事業の内容 | 安全な水が供給されるよう工事をしようとする者からの申請に基づき、施設基準に適合するものであるかの審査、確認及び給水開始後立入調査等を行います。また、基準に適合していないと認めるときに、清掃その他の必要な措置を指示します。<br>飲用井戸に関する相談に対して、適切な助言を行います。 |
| 事業の目的 | 専用水道、簡易専用水道の適正管理を促進します。<br>飲用井戸に関する相談に応じるとともに、適切な助言を行います。  |
| 事業の効果 | 飲用水に起因する健康危機の回避が期待されます。<br>飲用井戸に関する相談に応じることにより、不安・懸念等の払拭が期待されます。   |

【事業の概要】

- ・水道法、佐倉市小規模水道条例等に基づく各種申請に対して審査・立入を行うとともに、法令該当施設への立入調査等を行いました。
- ・市民から寄せられた飲用井戸に関する相談に対応しました。

【活動指標・成果指標】

| 指標名            | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 設置届出申請に基づく審査件数 | 14 件     | 4 件      | 6 件      |
| 立入調査件数         | 33 件     | 29 件     | 22 件     |